京都新聞創刊130年記念

京都創才 ◇ 凛談 ―130年からのメッセージ― 00

激動の時代。私たちは何を携えて進むのか。日本文化の源流「京都」から発する清新なメッセージが、京都、滋賀、日本、世界の進むべき指針を問いかけます。

論争なき景観論争の終焉

立命館大学教授 リム・ボン

◎リム・ボン
工学博士。一級建築士。共著書に「まちづくりコーディネーター」（学芸出版社）、「京町家の再生」（光村推古書院）、「躍動するコミュニティ」（晃洋書房）、「町衆企業とコミュニティ」（高菅出版）など。

景観論争とは何か

「京都は景観・論争のメッカとして知られている」。有名なニュース番組でそのように紹介されていた。だが、私は少し違和感を覚えた。「景観論争」とはいったい何か？いったい何が、どのように論争されたのか？どうもよくわからない。そこで、ゼミの学生たちと手分けして、京都新聞に掲載された景観論争関連記事を1960年にまでさかのぼって調べてみることにした。

古くは「京都タワー問題」に始まり、バブル期の「京都ホテル改築問題」や「京都駅ビル改築問題」、その後の「鴨川歩道橋問題」や「マンション建設反対運動」等々、膨大な数の記事を確認することができた。しかし、そこでわかったことは、建物の高層化や規制緩和などに対する反対派と賛成派の対立が存在したという事実だけであった。何をもって京都にふさわしい景観とするのか。そのような議論はほとんどなされていなかったのである。

市民社会の成熟化

他方、歴史的町並みの保存運動は古くから存在していた。国の伝統的建造物群保存地区指定を受けるための取り組みや全国町並み保存連盟が主催する「全国町並みゼミ」の活動などはその代表例である。しかし、これらを主導したのは行政や専門家たちであった。世の中の動向は依然として、容積率を目一杯活用した経済合理主義的な都市開発であった。その影で歴史的町並みは無残にも破壊され続けていた。

90年代に入ってようやく市民が景観問題に正面から取り組むようになった。これは市民社会の成熟化の顕（あらわ）れでもあり、好ましいことである。だが、逆の見方をすれば、「景観論争」のメッカであるはずの京都においてさえも、市民が日常的な生活空間を歴史的町並みとして意識するようになって、たかだか20年しか経過していないことになる。これとは対照的に、ニューヨークでは、60年代に歴史的町並みの保存に対する関心が高まり、70年代にはニューヨークタイムズ紙上で景観論争が展開され、積極的な市民活動が繰り広げられるようになった。この点では、歴史の浅いニューヨークに京都は遅れをとっている。

新景観政策の可能性

2004年6月、国の景観法が制定された。この法律の原点は京都の市民活動や京都市行政の努力にあると言われている。そして07年9月、京都市が独自の新景観政策を施行した。市民が主役となったまちづくり活動と自治体の都市政策とがつながった瞬間であり、画期的な出来事である。さらに、京都市は08年度より新景観政策検証システム研究会を立ち上げ、その実績を厳密に分析する作業に着手しだした。たとえば、建築デザイン指導件数だけをみても、新景観政策以前にくらべて、その数が6倍に増えている。効果は着実に顕れている。けれども、これだけで安心するわけにはいかない。京都の景観を本当に良くするためには、より積極的なプロジェクトを仕掛けていかなければならないのだ。何をもって京都にふさわしい景観とするのか。本格的な論争を始めるための舞台は整った。

企画・制作＝京都新聞COM計画部

ゼロのまちなか住宅

シリーズ4 低炭素社会での100年住宅の暮らし

京都市・新景観政策

デザイン基準適合

京都市では、1200年の悠久の歴史に育まれてきた歴史都市・京都の美しい景観を、50年後、100年後も守り育てるため、2007年9月より、「新景観政策」を実施し、様々な取り組みを行っています。

この政策においては、美観地区および美観形成地区における「戸建て住宅の外観について厳しい「デザイン基準」が取り決められており、新たに住宅を建築する場合は、その外観デザインについて、事前に京都市の認定を受けなければなりません。

京都のまちなかには、間口が小さく道路が狭いといった、建築には非常に厳しい条件を備える敷地が多く、その上に今回の基準が課せられたことにより、今、京都のまちなかでの建築デザインは、より一層の工夫が求められているのが現状です。

ゼロは、そのような難しい現状の中で、お客様方のニーズにできる限り応えながらも、京都市のデザイン基準に適合する建物デザインを数多く創りあげています。ここに掲載しております建物は、すべて京都市・新景観政策「デザイン基準」の認定を受けたものです。ゼロは今後も、京都の美しい景観づくりと、安全で快適な住まいづくりに貢献していきます。

※ここに掲載の住宅は、認定を受けたもののうちの一部です。京都市・新景観政策における「デザイン基準」の概要は、京都市ホームページでご確認ください。

100年住宅の ゼロホーム
ゼロに行こう ゼロホーム
0120 FreeDial 0120-021-046
京都ものがたり 検索 100年ものがたり 検索

本社／〒603-8242 京都市北区紫野上野町108-1 TEL.075-495-1000㈹ FAX.075-493-5680
西院支店／〒615-0016 京都市右京区西院西淳和院町52-11 TEL.075-321-6966㈹ FAX.075-321-6960
左京支店／〒606-8151 京都市左京区一乗寺花ノ木町13-1 TEL.075-701-3002㈹ FAX.075-701-3455
四条支店／〒604-8124 京都市中京区高倉通り四条上る帯屋町574 TEL.075-222-1390㈹ FAX.075-222-1308
南部支店／〒601-8042 京都市南区東九条西御霊町30-3 TEL.075-671-8001㈹ FAX.075-671-8030
阪神支店／〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町4-4 TEL.06-6430-5200㈹ FAX.06-6430-5222
京都南インター展示場／〒612-8449 京都市伏見区竹田西小屋ノ内町50 TEL.075-612-0020㈹ FAX.075-612-0400
尼崎展示場／〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町4-4 TEL.06-6430-5880㈹ FAX.06-6430-5881
マンション事業室／〒604-0924 京都市中京区河原町二条西南角 河原町二条ビル3F TEL.075-221-4400㈹ FAX.075-221-4477
管理センター／〒604-0924 京都市中京区河原町二条西南角 河原町二条ビル3F TEL.075-221-4400㈹ FAX.075-221-4477
販売展示センター／〒604-8124 京都市中京区高倉通り四条上る帯屋町574 TEL.075-222-1790㈹ FAX.075-222-1308

[広告主] ㈱ゼロ・コーポレーション ■掲載内容についてのご意見やお問い合わせは、当社企画室まで。TEL.075-492-8807（企画室） http://www.zero-corp.co.jp/